産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）」に改め、同号イ及びロを削り、同号の次に次の二号を加える。

七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

ロ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）

八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。）

ハ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。）

第七十九条第二項「の規定により、」を「に規定する」に、「受けた」を「受け又は自ら行つた」に、「完成検査」を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日」を「完成検査。以下同じ。）の日」に改め、同条第四項を第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第一種製造者」の下に「（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）」を加え、「第三十一条第二項の規定により製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月」を「前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け又は行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年」に、「終了する日の三十日前」を「終了する日」に改め、同項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（第二項の告示で定める施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（前項の告示で定める施設にあつては、前項の告示で定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け又は行つたものとみなす。

第八十条第二項中「第四項まで」を「第六項まで」に、「同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」を「同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」に改め、「の規定により、協会」を削り、「同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」を「同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」に、「同条第四項中」を「同条第六項中」に改め、同条第四項中「第四項まで」を「第六項まで」に、「同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」を「同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」に改め、「の規定により、指定保安検査機関」を削り、「同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」を「同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」に、「同条第四項中」を「同条第六項中」に改める。

第八十二条第一項中「開放、分解」を「開放検査、分解検査」に改め、同条第二項第一号中「法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の」を「認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について」に改め、同項第三号を第四号とし、同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。

イ　製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ　少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ　保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

第八十五条第一項第二号中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同項第三号中「完成検査に係る」を削る。

第八十七条第一項第二号中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同項第三号中「保安検査に係る」を削る。

第八十九条第一項柱書中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第二号中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同項第三号中「完成検査に係る」を削り、同条第四項柱書中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第二号中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同項第三号中「保安検査に係る」を削る。

第九十二条第一項中「ただし、」の下に「認定完成検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、」を加え、同条第二項中「ただし、」の下に「認定保安検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十八条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、」を加える。